



大阪市会だより

編集と発行...大阪市会事務局調査課 大阪市北区中之島1-3-20 電6208-8694
大阪市会ホームページアドレス...<http://www.city.osaka.jp/shikai/>

7月
臨時会

大阪市非核・無防備平和都市条例案を否決

大阪市会は、条例制定の直接請求による「大阪市非核・無防備平和都市条例の制定について」を審議するため、7月臨時会を7月20日から23日まで開きました。

この案件は、地方自治法の規定に基づく市民からの直接請求による大阪市非核・無防備平和都市条例案に市長の意見書が付されたものです。

直接請求の主な内容

市民の安全を守り、平和な世界を子どもたちに残すために、軍隊や戦争ではなく、国際法に依拠した政策の具体化が必要であるとして、ジュネーブ条約の第一追加議定書第59条を根拠とする無防備地域宣言を含めた「大阪市非核・無防備平和都市条例」の制定を求めている。この条例案では市民の平和的生存権、大阪市の責務、非核三原則の遵守、無防備地域宣言、平和事業の推進などについて規定している。

市長の意見書の主な内容

大阪市では、平成7年12月に「平和都市宣言」を行い、その中で平和の実現や

非核三原則についての本市の姿勢や考え方をすでに明らかにしているため、改めてこれらを条例で定める必要はない。平和に関する施策・事業についても、平成3年の大阪国際平和センターの開設を初め、市民とともに国際平和人権都市大阪を世界に向けて発信するため、昨年8月には国連軍縮大阪会議を招致・開催した。また、平和的生存権については、憲法の前文において記されており、改めて条例により確認する必要はない。さらに、国の見解によると地方公共団体が無防備地域宣言を行うことはできないとされていることから、本件条例案による条例制定については、その必要性は認められず、また、本市が当該宣言を行うことを条例化することは地方自治法の規定に抵触するもので、適当でないと考え。

直接請求代表者による意見陳述

20日の本会議において本市会として初めて行われた直接請求代表者のうち4名による意見陳述では、さきの大戦における沖縄戦の悲惨な状況、有事法制への懸念や市長意見に対する批判、署名活動の困難などをそれぞれ表明された上で、世界で初となる無防備地域宣言の実現と本条例の制定を強く要望されました。

市会での審議

大阪市会では、20日の本会議において、本案件を財政総務委員会に付託しました。財政総務委員会では、事前調査を含め3日間にわたり、慎重かつ熱心に審査を行いました。主な質疑項目は別掲のとおりですが、審査の結果、委員会としては、賛成少数により否決すべきものと決しました。

これを受けて開かれた23日の本会議では、財政総務委員長から委員会の審査の結果と経過について報告があり、その後、案件に対し討論が行われました。そして、本案件は起立採決の結果、多数に

より、委員長報告のとおり否決となりました。

財政総務委員会での主な質疑項目

無防備地域宣言に関して

- ・ジュネーブ諸条約及び同条約第一追加議定書の成立経緯並びに内容
- ・地方自治体が条例化することの可否
- ・平時におけるこの宣言の効力
- 本市の平和に関する施策
- 有事の際の対応
- 大阪港への米国艦船の入港問題
- 憲法第9条の堅持
- 追加議定書が本年6月に国会で承認された背景
- 平和教育や国際交流・草の根交流の取り組み

お知らせ 平成15年度の公営・準公営企業会計の決算報告などを審議する市会定例会が、9月29日から10月20日まで開かれます。